Ⅶ. 付録

有機農産物の日本農林規格

平成17年10月27日改正(農林水産省告示第1605号)

別表 1

肥料及び土壌改良資材 基 進 植物及びその残さ由来の資 発酵、乾燥又は焼成した排。家畜及び家きんの排せつ物に由来するものであること。 せつ物由来の資材 食品工場及び繊維工場から 天然物質又は化学的処理(有機溶剤による油の抽出を除く。)を行っていない の農畜産物由来の資材 天然物質に由来するものであること。 と蓄場又は水産加工場から 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 の動物性産品由来の資材 発酵した食品廃棄物由来の食品廃棄物以外の物質が混入していないものであること。 資材 バークたい肥 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 グアノ 乾燥藻及びその粉末 草木灰 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 天然鉱石を粉砕したもの(苦土炭酸カルシウムを含む。)であること。 炭酸カルシウム肥料 化学的に合成された苦土肥料を添加していないものであること。 貝化石肥料 塩化加里 天然鉱石を水洗精製したものであること。 天然鉱石を水洗精製したものであること。 硫酸加里苦土 天然りん鉱石 カドミウムが五酸化リンに換算して1kg中90mg以下であるものであること。 硫酸苦土肥料 にがりを結晶させたもの又は天然硫酸苦土鉱石を精製したものであること。 水酸化苦土肥料 天然鉱石を粉砕したものであること。 石こう(硫酸カルシウム) 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 硫黄 生石灰(苦土生石灰を含む) | 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 消石灰 上記生石灰に由来するものであること。 微量要素の不足により、作物の正常な生育が確保されない場合に使用されるも 微量要素(マンガン、ほう 素、鉄、銅、亜鉛、モリブ のであること。 デン及び塩素) 木炭 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 泥炭 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 ただし、土壌改良資材としての使用は、育苗用土としての使用に限ること。 ベントナイト 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 パーライト 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 ゼオライト 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 バーミュキライト けいそう土焼成粒 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 塩基性スラグ 鉱さいけい酸質肥料 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 ようせいりん肥 塩化ナトリウム 海水から化学的方法によらず生産されたもの又は採掘されたものであること。 リン酸アルミニウムカルシ |カドミウムが五酸化リンに換算して1kg中90mg以下であるものであること。 ウム 塩化カルシウム その他の肥料及び土壌改良 植物の栄養に供すること又は土壌改良を目的として土地に施される物(生物を 含む。)及び植物の栄養に供することを目的として植物に施される物(生物を含 資材 む。)であって、天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来する もの(燃焼、焼成、溶融、乾留又はけん化することにより製造されたもの並び に天然物質から化学的な方法によらず製造されたものであって、組み換えDN

A技術を用いて製造されていないものに限る。)であり、かつ、病害虫の防除効果を有することが明らかなものでないこと。ただし、この資材はこの表に掲げる他の資材によっては土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図る

ことができない場合に限り使用することができる。

別表 3

別衣 3	
調製用等資材	基準
炭酸カルシウム	
水酸化カルシウム	
二酸化炭素	
窒素	
エタノール	
カゼイン	
ゼラチン	
活性炭	
タルク	
ベントナイト	
カオリン	
ケイソウ土	
パーライト	
DL一酒石酸	
L一酒石酸	
DL-酒石酸水素カリウム	
L-酒石酸水素カリウム	
DL-酒石酸水素ナトリウム	
L-酒石酸水素ナトリウム	
クエン酸	
微生物由来の調製用等資材	
酵素	
卵白アルブミン	
アイシングラス	
植物油脂	
樹脂成分の調製品	
ヘーゼルナッツの殻	
エチレン	バナナの追熟に使用する場合に限ること。
	·